

伊佐市第7回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成22年10月20日(水) 午前9時から11時8分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室
3. 出席委員 (21人)
会長
会長職務代理者
委員
4. 欠席委員 (0人)
5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第1号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について
議案第3号 「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」に係る意見決定について
議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について
議案第6号 「非農地証明願」について
6. 農業委員会事務局職員 4名

事務局 長	<p>只今から、平成 22 年度第 7 回農業委員会総会を開催します。姿勢を正してください。 一同礼。</p>
議 長	<p>おはようございます。農作業の最中ですが、大変ご苦勞さまでございます。</p> <p>本日は全員の出席でございます。</p> <p>只今から平成 22 年度第 7 回農業委員会総会提出案件について、審議いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員を任命いたします。 8 番委員と 9 番委員にお願いいたします。</p> <p>議事に入る前に（1）諸般報告 報告番号 1 「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」について、事務局に報告を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告 1 号「農地法第 18 条 6 項の規定による通知」につきまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約並びに農地法第 3 条による賃借権の合意解約について、ご報告いたします。資料の 1 ページから 4 ページでございます。</p> <p>利用権の合意解約につきましては 3 件、農地法第 3 条による賃借権の解約につきましては 2 件ありましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>報告 2 号「農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による農業用生産施設転用届」について、事務局の報告を求めます。</p>
事 務 局	<p>報告 2 号「農地法施行規則第 5 条第 1 項の規定による農業用生産施設転用届いわゆる農用施設、農機具置場等を設置するため、2 アール未満の農地転用について、報告させていただきます。</p> <p>整理番号 1 番であります。申請人は、伊佐市大口青木に在住のであります。</p> <p>経営規模は 28,901 m²の田を耕作され、農機具もトラクター、コンバインを始めあらゆる農機具を兼ね備えた農家であります。</p> <p>申請地の所在地は、伊佐市大口青木字中郷で地目は畑であります。</p> <p>申請地面積は 991 m²の内、200 m²を農業倉庫建設のための申請です。</p> <p>申請地周辺は、東側は畑地ですが耕作放棄地、南・西・北側は</p>

本人所有の畑であります。

この農地につきましては、10月14日事務局において現地調査を行ないました。周辺の状況、農業経営の観点から精査した結果、この届出は適切であると判断いたしました。

以上報告を終わります。

議 長

事務局の報告がおわりました。
只今から議事に入ります。

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意志決定について、ご説明致します。

利用権設定につきまして、26-3ページの利用権設定総括表によりご説明いたします。

期間は1年から10年で、面積の合計は、田188,541㎡、畑78,529㎡の、計267,070㎡です。利用権の設定をする者の数75人、設定を受ける者の数48人です。

土地の明細書等につきましては、5ページ～26ページの整理番号1番から77番のとおりです。22ページの整理番号62、63、64につきましてはそれぞれ父、兄弟の名義になっております。亡くなられたり、不明住民となり管理は代理人がされており今回は貸し人の代理として申請されております。

次に26-1、-2ページをご覧ください。こちらは整理番号76・77の借人、生産組合の所有地の写しになります。みなみ薩摩市を中心に活動されており農業会議に問い合わせしましたところ農業生産法人の登録がされているようです。伊佐市には大口宮人に大口農場の事務所を置かれ常時4名の従業員が作業されているようです。

次にさきほど別紙でお配りしました資料をご覧ください。こちらは農業経営基盤強化促進法の資料でございます。2ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法の利用権設定では受人の要件に下限面積の要件はありませんが、イの要件にありますよう

に、農作業に常時従事していただく必要がありました。施設園芸などでない限り、一定以上の耕作面積が無ければ経営が成り立たないということで利用権も5反歩以上の耕作を目安に設定をしてしまいました。しかし、昨年12月の農地法改正により、3ページにありますように農作業常時従事者以外の個人でも解除の条件付け、かつ5ページのような報告書を毎年提出することにより、利用権での賃借の設定が可能となりました。今回の議案の中で整理番号66と74番の2件がこの解除条件付き賃借の対象となります。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

議案の説明が終わりました。

これから質疑を行ないます。質疑はございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから採決を行ないます。

議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」について、原案の通り決定することに異議のない方、挙手を求めます。

(全員挙手)

よって原案通り、決定をいたしました。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、を議題といたします。

当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が10件出されております。

当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、19番委員報告をお願いいたします。

1 9 番

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定

について、整理番号1番につきまして、去る15日に現地調査を行ないましたので19番が報告をいたします。

申請人は、伊佐市大口篠原に居住され自治会は舟ノ川で年齢は61歳であります。

渡人は伊佐市大口篠原に居住され自治会は舟ノ川であります。お母さんであります。

申請地は伊佐市大口目丸字小櫻、地目は田、3,004 m²、外に畑3筆3,013 m²、母親からの贈与による所有権移転申請です。

現在、譲受人が管理されている田であり、畑も野菜等が植えてあります。

受人の経営面積は14,431 m²で取得可能面積であります。

以上の理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして報告を終わります。

議 長 整理番号2番について、2番委員報告をお願いいたします。

2 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、整理番号2番につきまして、去る13日に現地調査を行ないましたので2番が報告をいたします。

申請人は、伊佐市菱刈川南に居住され自治会は荒瀬で年齢は68歳であります。

渡人は4名で、義理の母親・兄弟であり遺言による持ち分で公正証書の所有権移転です。

義理の母親は平成22年7月2日に死亡されております。

二人目の渡人は長女で、始良市東餅田に居住され年齢は72歳です。

三人目の渡人は次男で、始良市東餅田に居住され年齢は65歳です。

四人目の渡人は、譲受人であります。

申請地は伊佐市菱刈南浦字道添4筆であります。
田3筆3,692㎡、畑1筆426㎡、で遺言による所有権移転贈与
であります。

受人の経営面積は、5,034㎡で取得可能面積であります。
農作業従事者は2名で、通作処理は約1.5km位の範囲で現状
は、良く管理されており、譲受人が耕作されております。

経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法上問題は無いと思わ
れます野で、許可相当と判断いたしました。

添付資料として遺言公正証書、全部事項証明書、字図等が添付
してあります。

委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、わたく
しの報告を終わります。

議 長 続きます。整理番号3番について、5番委員報告をお願いい
たします。

5 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定
について、整理番号3番につきまして、去る13日に現地調査を行
ないましたので5番が報告をいたします。

受人は、伊佐市菱刈前目に居住され、渡人は、伊佐市菱刈前目
に居住され、労力不足による売買で、所有権移転の申請がされま
した。

申請地は伊佐市菱刈前目字前田、地目は田、面積は901㎡です。
受人の経営面積は14,475㎡で農作業常時従事者は常時2名、忙
しいときには4名で農作業をされております。

申請地の位置は菱刈鉾山入り口の北側に位置しており、周囲は
ほとんど圃場整備がされている田であります。

現在は申請人が耕作されております

受人は、増反という申請理由であり、耕作意欲は有りまた、農機具は自分の機械もありますが、主に共同利用の農機具を利用されております。

以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の「各号に該当しない」と思われますので、許可相当と思われます。

委員の方々の審議をよろしくお願いいたします。

添付書類といたしましては、全部時効証明書と字図が添付されております。

以上で終わります。

議長 続きます。整理番号4番・5番について、12番委員報告をお願いいたします。

1 2 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、整理番号4番につきまして、去る13日に現地調査を行ないましたので12番が報告をいたします。

4号と5号の申請人は兄弟であります。

譲渡人は、伊佐市菱刈重留にお住まいの75歳です。

受人は伊佐市菱刈前目にお住まいの46歳で会社員です。自治会は山田です。

申請地は伊佐市菱刈前目、7筆、地目は田、面積は合計3,277.75㎡です。

受人は新規就農で売買による所有権移転のための申請です。

申請地の位置は国道268号線より菱刈鉦山方面に入り鉦山近くの送電線鉄塔周辺に位置しており、現況は水田です。

現在渡人が耕作されておりますが、ほとんど譲受人一家が手伝いをされているということです。

受人は新規就農という申請理由であり、耕作意欲は大いに有り、

農機具は、共同利用で全て揃っておりました。

以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の「各号に該当なし」、特に問題は無いかと思われますので許可相当と思われ
ます。

次に5号について申し上げます。

受人は4号と同じで、渡人は84歳です。

申請地は伊佐市菱刈前目字前田、田、1,895㎡でございます。

申請地は4号と同じ場所であります。

受人の理由も新規就農で4・5号併せて5,172.75㎡の取得とい
うことです。

農作業常時従事者は2人ですが、兄弟で協力されて作業されて
います。

以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の「各号に
該当なし」、特に問題は無いかと思われますので許可相当と思われ
ます。

全部事項証明書・字図・営農計画書が添付されております。

以上です。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 続きます。整理番号6番について、1番委員報告をお願いい
たします。

1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定
について、整理番号6番につきまして、去る11日に現地調査を行
ないましたので1番が報告をいたします。

申請人は、伊佐市大口大田に居住され、自治会は郡山、年齢は
57歳です。

渡人は、伊佐市大口大田に居住され、申請人の父親で有り、自
治会は郡山、年齢は85歳で有ります。

申請地は伊佐市大口大田字高柳牟田、28筆、田・25筆で地籍が16,567㎡、畑・3筆で地籍が5,352㎡、合計21,919㎡で全て贈与であります。

受人の経営面積は16,567㎡で取得可能面積であります。

農作業従事者は2名で、通作距離は自宅から全て1km位に位置しており、現況は良く管理されている田であります。

申請人は20年間補助者として農業に従事しており、稲作とイタリアンを作っています。経営意欲は有り、農機具などは全て完備されています。

以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当無いかと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として、全部事項証明が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして私の報告を終わります。

議長 それでは整理番号7番、8番につきまして、20番委員お願いいたします。

20番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、整理番号7番・8番につきまして、去る10日に現地調査を行ないましたので20番が報告をいたします。

整理番号7号の申請人は、伊佐市菱刈前目に居住され自治会は共進、年齢は69歳です。

譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住され自治会は共進、年齢は46歳です。

譲受人は、譲渡人の次男嫁に当たります。

申請地は伊佐市菱刈南浦字川原田、5筆、田面積13,858㎡です。

受人の経営面積は24,531㎡で農作業従事者は2名です。

申請地の位置は本城小学校東側の田園地帯中央に位置しており現況は良く管理された田であります。

現在は譲渡人が耕作されております。

受人は自作地相互の交換による、無償の所有権移転と言う申請であり、耕作意欲は充分有り、農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法3条2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。

整理番号8番について報告いたします。

整理番号8号は7号で申請された自作地相互の交換分です。

申請地は伊佐市菱刈川北字蔵園、7筆、田面積11,476㎡です。

受人の経営面積は21,409㎡で農作業従事者は1名です。

申請地の位置は7号申請地の北西本城小学校東側の田園地帯中央に位置しており現況は良く管理された田であります。

現在譲渡人が耕作されております。

受人は自作地相互の交換による、無償の所有権移転と言う申請であり、耕作意欲は充分有り、農機具等は共同利用で完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法3条2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。

議長 次に整理番号9番について、11番委員にお願いします。

1 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について、整理番号9番につきまして、去る12日に現地調査を行ないましたので11番が報告をいたします。

申請人で受人は、伊佐市大口平出水に居住され、自治会は日東です。

渡人は、伊佐市大口平出水に居住され、自治会は向井野公民会です、年齢は63歳で有ります。

相手方の要望と、受人の経営規模拡大で売買による所有権移転のための申請です。

申請地は伊佐市大口平出水字宮ノ脇、畑で地籍が 1,420 m²、で有ります。

通作距離は自宅から全て 3 km 位に位置しておりますが、家族 4 名で、肉用牛を飼育されており、後継者もおおり耕作意欲は充分であります。

この申請地は、4 月の委員会で審議された土地の隣に位置しております。現況は竹林化しており、重機を入れて畑として利用する予定だと言うことであります。

農機具等も全て揃っております。

以上のような理由により当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当無いかと思われまますので許可相当と思われまます。

委員の皆様方のご審議方をお願いいたしまして私の報告を終わります。

事務局 議案に贈与としてありますが、売買でありますので訂正方をお願いいたします。

議長 次に整理番号 10 番について 3 番委員をお願いいたします。

1 0 番 議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について、整理番号 10 番につきまして、3 番が報告をいたします。調査年月日は 10 月 16 日に現地調査を行ないました。

申請受人は、伊佐市菱刈南浦に居住され、渡人は伊佐市菱刈南浦に居住の親子関係で有ります。自治会は永池です。

申請地は伊佐市菱刈南浦字松峰、13 筆で、田が 9 筆、面積 7,786 m²、畑が 4 筆、面積 10,490 m²、合計 18,276 m²で有ります。

受人の経営面積は 9,510 m²、農作業常時従事者数は 2 人で有ります。

法律関係は親子間の生前贈与であります。

申請地の位置は、永池集落内の 1 km 以内に点在し、水田、畑共に適切に管理されている状況でございます。

現在の耕作者は 10 年前より息子さんが耕作をしております。

受人は、父よりの贈与ということですので、お父さんの年齢も 77 歳ということですので、生前贈与を息子さんにされると言う申請理由であります。

農機具は完備されておりますが、水田は永池営農組合に加入されております。

以上のような理由により当申請は農地法第 3 条 2 項の各号に該当無いかと思われまますので許可相当と思われまます。

全部事項証明も添付されております。

委員の皆様方のご審議をお願いいたします。

只今担当委員の報告が終わりました。申請件数 10 件の報告について質疑・討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですから、質疑・討論を終わります。

議 長

お諮りいたします。

議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定については、許可相当と言う意見ですので、承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。

よって議案第 2 号は全件許可することに決定をいたします。

議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更」に係る意見決定について、を議題といたします。

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部除外申請が 1 件程出されております。当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求め

ます。

整理番号1番について、16番委員お願いいたします。

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」申出の意見決定のうち、整理番号1番について、去る10月15日に5番委員、14番委員、私16番委員3名で、共同調査いたしましたので報告いたします。

申請人は伊佐市菱刈南浦に居住され自治会は瓜ノ峰自治会で63歳であります。

1 6 番

現地は、伊佐市菱刈南浦字柿内と南浦字小稚尾、2筆で地籍が3,773㎡で、有ります

申請地は、市道瓜ノ峰～楠原線の間、西側に位置し、東は田、西側は山林、南は田、北は山林で現況は竹、笹などが生えこの土地への耕作意欲はなくよそにいる子供達とも協議したが、「いらなから早く処分してよ」との事で、「今回農地変更申請をして山林にしたい」との事でした。

そのために農業振興地域の一部を解除する申請であり、全ての要件を満たしており、認めざるを得ないものと思います。

添付書類として、関係書類が全て提出されております。

調査の結果、この申請意見について3名の調査員も適切であるという判断をしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしく願います。

以上で報告を終わります。

只今担当委員の報告が終わりました。同伴者の方補足説明はありませんか。

(なしの声あり)

只今の報告について質疑討論を行ないます。
質疑討論はございませんか。

議 長

(なしの声あり)

質疑討論が無いようですので、これで質疑討論を終わります。
お諮りいたします。

「農業振興地域整備計画の一部変更(除外)」の意見決定について、途区分変更は、止むを得ないと言う報告でございます。

これを承認する事に賛成の方は、挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案第3号は1件決定することにいたしました。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。

当委員会に対し「農地法第4条の規定による許可申請」が8件出されており、当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、19番委員報告をお願いいたします。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、19番が報告いたします。

去る10月15日6番委員・13番委員・19番委員と申請人立会いの元、共同で現地調査を実施しました。

1 9 番 申請人のは伊佐市菱刈市山に居住され職業は公務員、年齢は57歳です。

申請地の所在は伊佐市菱刈市山字永福寺、地目は畑、地積は915㎡、現況は山林であります。過去に、申請人の両親が養蚕をされていて申請地は桑園だったということですが、周囲はほとんど山林で有り、30年位前に植林をされたということです。大きな杉に成っていました。

調査の結果、周囲に及ぼす影響は無いと判断いたしました。

添付書類も、全部事項証明・被害防除計画書・被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書・始末書も添付されております

調査員 3 人の意見においては、適切であると判断いたしました。
委員の皆様方の審議をよろしくお願いいたします。

整理番号 2 番について、13 番委員お願いします。

議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見
決定並びに許可及び諮問決定の整理番号 2 番について現地調査を
15 日に私 13 番と 6 番委員、19 番委員と申請人の柗利秋さんと現
地調査を行ないましたので 13 番が報告いたします。

議 長
1 3 番

申請人は伊佐市菱刈重留に居住されております。
申請地は、伊佐市菱刈重留字鶏通迫、面積は 1,559 m²、地目は畑
ですが現況は山林です。転用目的といたしましては植林をしたい
と言うことです。

転用にいたった理由といたしまして、平成 10 年頃までは畑とし
て利用されていましたが、周りの山林の樹木が大きくなり、自分
の畑地が暗く淋しい場所となり畑としてあきらめ、平成 12 年ごろ
ケヤキを植林しました、とのことでした。

今回、遊休農地の調査により、今まで申請されていないことに
気づき、4 条申請をする事に成ったとのことでした。

添付書類として、全部事項証明書、被害防除契約書、字図、顛
末書等が添付されております。

以上のようなことから転用はやむを得ないと調査員 3 人一致い
たしました。

委員の皆様方のご審議をお願いして報告を終わります。

整理番号 3 番について、4 番委員お願いします。

議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見
決定並びに許可及び諮問決定の内、整理番号 3 番について、去る
15 日、会長、10 番委員、私の 3 人と申請人、奥さん立会いの元、
共同調査を行いましたので、4 番が報告をいたします。

議 長

申請人のは、伊佐市菱刈前目に居住され、84 歳で、自治会は新
川であります。

申請地は、伊佐市菱刈前目字新川、畑 4,298 m²で現況も畑であります。けれども、現在小菜園として 2~3 a 程度しか耕作されておりません。

申請地の位置は、菱刈前目の新川地区集落センターの手前にあります、三叉路近くの道路から左側に 100m位入り込んだ高台にある畑で、三方が山に囲まれております。

転用目的は、杉、檜を植林したいという申請であります。

転用目的の理由といたしまして、高齢者のうえ病気がちであるため、農業をする事が出来ない。後継者がいない。三方が山に囲まれていて、イノシカ、シカの被害対策が必要である。

小作をしてくれる人がいない。

資金調達につきましては、自己資金のため問題はないものとおもわれます。

添付書類としまして、事業計画書、被害防除に関する誓約書、位置図、全部事項証明書が添付されております。

以上のような理由により、3人で協議しました結果、今後畑を存続して行くのは難しいものと考え、農地転用はやむを得ないものと判断いたしました。

委員皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

整理番号4番について、17番委員お願いします。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号4番について、17番が現地調査の報告を申し上げます。

調査年月日が10月15日、調査員が3番委員と20番委員、私17番委員、申請人立会いの元、共同調査を行いました。

申請人は伊佐市菱刈荒田にお住まいです。

申請地は伊佐市菱刈荒田字名折、2筆、地目田、面積 2,570 m²、転用目的は駐車場・カラオケスタジオであります。

調査内容でございますが申請地は岩坪集落にあります。場所的には、本城スカラーから楠原方面に2km位の岩戸鉱泉です。現況は既にカラオケスタジオと駐車場に成っております。20年以上前から転用されていたようにおもわれます。今回の遊休農地調査時にまだ地目が田であることに気づき、4条申請の指導をした所です。住宅を挟みカラオケスタジオと駐車場の2筆に分かれています。

調査員3人の総合意見といたしまして、許可はやむを得ないのではないかとすることで、許可相当と結論に達しました。

添付書類といたしまして、全部事項証明書、被害防除に関する誓約書、顛末書等が添付されております。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

整理番号5号につきまして、14番委員お願いします。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号5番について、14番が現地調査の結果を報告申し上げます。

議 長
1 4 番

去る10月15日、5番委員と16番委員、私14番で、共同調査をいたしました。

申請人であるは、職場において聞き取り調査を行なったところであります。

申請人は伊佐市菱刈南浦に居住され、建設業に勤務しながら農業をされており年齢は63歳で、自治会は瓜ノ峰自治会であります。

現地は、伊佐市菱刈南浦字柿内と南浦字小稚尾、2筆で地目は共に畑で、地籍が計3,773㎡で有ります。

農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。

転用目的はクヌギの植林であります。

申請地の所在地は、市道瓜ノ峰集落～楠原線の間、本城地区簡易水道施設がありますが、そこから西側300mに位置し、東は農道、西側は山林、南は田、北は畑であります。

当該 2 筆は先の遊休農地調査で農業委員の指導を受け、議案第 3 号の農業振興地域除外申請でもありましたように、農振除外申請と共に 4 条申請をされるものです。

転用の目的はクヌギ 300 本を植林するということであります。現況は労力不足により平成 15 年頃から耕作されておらず、放置されたままであります。今後耕作されたりするめども立たないことから、植林をするということであります。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、被害防除に関する誓約書、被害防除計画書等が提出されております。

前後しましたが、山林への地目変更であります、周囲に及ぼす影響は無いものと思われま。

調査の結果、この申請意見について 3 名の調査員の意見において適切であるという判断をしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

整理番号 6 番について、2 番委員お願いします。

議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号 6 番について、2 番が調査の結果を報告いたします。

議

長

去る 10 月 15 日、12 番委員と 15 番委員、私 2 番委員で、申請人であります、立会いの元、共同調査をいたしました。

2

番

申請人は、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は 61 歳で自治会は下手浜場であります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈下手字村前で、地目は畑で、地籍は 99 m²であります。農地区分は第 2 種農地でその他の農地と成っており、転用目的は住宅進入路であります。

申請地の所在地は、大口市街から下手三叉路信号まで、旧国鉄線を改良舗装してある通称、市道ふれあい道路で、ふれあい橋から菱刈方面へ 150m 位の地点が、申請人宅ですが、その住宅への進入路であります。西・北側はふれあい道路、東・南側は申請人

の宅地であります。

転用目的は、平成3年に住宅を建設された時から、住宅の進入路として使用しておられ、その当時は宅地であると認識されていたとのことで、最近この住宅進入路が畑であることに気づき、申請されるものであります。

本人は、今になってしまい大変申し訳なかったと、陳謝されておられました。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、始末書が提出されております。

調査の結果、この申請について、3名の調査員の意見において許可すべきと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

整理番号7番について、6番委員お願いします。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号7番について、去る10月15日、13番委員と19番委員、私6番委員で、申請人立会いの元、調査しましたので、6番が報告します。

議 長 申請者は、熊本県熊本市桜木町に居住されております。

6 番 申請地は、伊佐市大口字星ヶ峰、地目は畑で、面積は1,579㎡です。

周囲の状況は、東南は畑で北西は山林です。

利用目的は、ヒノキを植えられるそうです。

手入れ次第では畑として利用できますが、高齢のうえ通作距離も遠いため山林にしたいとのことです。

添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、始末

書が提出されております。

3人で協議いたしまして、周囲の同意も取っており何ら問題はないと判断しました。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わります。

続きまして整理番号8号について、7番委員お願ひします。

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち、整理番号8番について、去る10月15日、7番・9番・18番委員、関係者立会いの元、共同調査を行ないましたので、7番が報告します。

申請人は株式会社・申請地は伊佐市大口宮人字下馬渡12筆、これについては、株式会社が農地を所持できるという理由については、事務局に説明をしていただきたいと思います。面積は合計10,360㎡です。

転用目的は産業廃棄物埋め立て地です。

調査内容・農地の区分と転用目的といたしまして、申請地は馬渡自治会に位置し、現況は非農地の状況である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当すると思われます。

資金の調達については、自己資金であるため問題はないと思われます。また、資金証明も添付されています。

法定小作人はありません。

転用目的は産業廃棄物埋め立て地として建設するものであり、計画も妥当であるため、実現は確実と思われます。現在の産業廃棄物捨て場拡張のための申請であります。

行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みについては、林地開発変更許可申請、安定型産業廃棄物最終処理場変更許可申請が必要ですが、これについては、転用の許可が有り次第実施することでした。

議
長
7
番

農地以外の土地の利用については山林を併せて、同時に利用するものであり適当と思われます。

計画面積の妥当性については、全体計画面積は、山林は別として、農地が 15,452 m²であり、これだけは必要であると思われます。

次に、法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、転用許可があり次第申請するということであります。

以上のことから、3人で協議した結果、転用は妥当であるということに決定しました。なお、馬渡自治会では説明会があり、環境保全協定書を確定し提示されています。またこれまでもスムーズに運用されており、水田等に産業廃棄物の被害が及ぶようなこともないので、問題はないかということです。

以上です。

皆様方のご審議方よろしく、お願いいたします。

ただいま、担当委員の報告が終わりました。同行者の補足説明はありませんか。

事務局から先ほどの説明をお願いします。

株式会社が農地を持ち、4条申請で転用という形で申請されております。この農地につきましては、委任の終了という形で、所有権が移ったようであります。その前の所有者が建設会社の社長が所有していらっしやいまして、委任の当事者が死亡・破産及び前任者の後見人開始によって終了するとあります。死亡されたので、委任が終了したことにより、所有権が移ったということになっておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

只今の報告について、質疑討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑討論を終わります。お諮りいたします。

議 長
事 務 局

議

長

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、8件ともに許可相当という意見であります。これに承認することに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、全件許可とすることで決定いたしますので、26日に開催される県農業会議に諮問をいたします。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、議題といたします。

当委員会に対し「農地法第5条の規定による許可申請」が5件出されております。

当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番につきましては、11番委員お願いいたします。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、さる10月15日1番委員、8番委員、私11番、申請人の譲渡人、伊佐市大口里に居住の75歳と受人の伊佐市大口里に居住、立会いにより、調査をいたしましたので11番が報告いたします。

1 1 番

申請人は在本町団地に居住されていますが、今回団地近くの農地を売買により求められたものです。

申請地は伊佐市大口里字上牟田、地目は田、面積401㎡、転用目的は居宅1棟102.62㎡を建設するものであります。場所は元町交差点からし尿処理場に通ずる市道と忠元公園入り口近くの三叉路近辺であり、現在休耕田で在ります。

申請地の東・南は田、北・西は宅地であります。隣接農地について支障はないかと思われれます。

添付書類として土地の全部事項証明書、位置図、字図、平面図、汚廃水処理確約書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、融資証明、土地改良区の意見書、委任状等が提出されております。

調査の結果、この申請については、3名の調査委員の協議の結果、許可相当と判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして報告を終わります。

整理番号2番・3番について、7番委員お願いいたします。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番・3番について10月15日申請人・設計会社立会いの元7番・9番・18番が現地調査を実施しましたので7番が報告します。2番・3番は、受け人が同一人で転用目的が同じですので一括して報告します。

議 長
7 番

整理番号2番譲渡人は伊佐市大口宮人に居住され農業をされております。

整理番号3番渡人は佐市大口原田に居住され職業は建設業です。

譲受人は伊佐市大口宮人で産業廃棄物処理業をされています。

現在の産廃場が埋めつくされてきたため、拡張するために転用申請されたものであります。

申請地は整理番号2番が伊佐市大口宮人字下馬渡、面積141㎡です。整理番号3番が佐市大口宮人字下馬渡、2筆合計面積4,931㎡です。地目は全て田となっていますが、非農地の状態でした。周囲は山で現在の産廃場と接続していました。

地元の自治会とは環境保全協定書が締結されています。地元の自治会長に意見を聞いてみましたが、現在営業されており今回拡張されても、排水が新たに農地に影響することは無くこれまでも特に問題にする事は無かったので、全員が賛成したとのことでした。

農地以外の土地の利用については、山林を申請地と同時に利用するものであり、適当と思われれます。

農地転用の総面積は、15,452㎡です。

今後の行政庁の許認可等の見込みについては、林地開発変更許可申請、安定型産業廃棄物最終処分場の変更許可申請が必要ですが、立会人の話では見込みはあるとのことでした。

義務づけられている行政庁との協議については、転用の許可を受け次第手続きするとのことでした。

以上の調査結果から、3人で協議し転用に問題は無いと判断しました。委員の皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

添付書類として、環境保全協定書、残高証明書、位置図、地籍図、土地の事項全部証明書、位置図、会社の事項全部証明書字図、定款等が提出されています。

整理番号4番について、8番委員お願いいたします。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号4番を8番が報告いたします。

去る15日に、1番委員、11番委員、私8番と受人が教員をしているため出席できず、代理人の行政書士立会いの元行ないました。

申請人は、大島郡喜界町大字湾に居住されております。譲渡人は大口里に居住されております。

申請地の所在地は大口警察署手前の信号機より北へ100m位の市道沿い左側で、現況は管理の行き届いた水田であります。所在地は伊佐市大口里字羽祢田島、地目は田、面積は418㎡であります。

転用目的は、現在借家住まいであるため、所有権移転売買で、一般住宅を建設し親の面倒を見るため退職されて、帰って来られるとのことであります。

周囲の状況は、東側田、西側は田、南側市道、北側は田となっておりますが、隣接地には了解を取ってあるとのことであります。汚廃水処理については、合併浄化槽で処理後、道路廃水路に放流

議
長
8
番

するようになっております。

添付書類として、委任状、事項全部証明書、地籍図、配置図、平面図、融資証明書、汚廃水処理確約書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、住民票、土地改良区の意見書等が添付されております。

調査の結果、この申請について3名で協議した結果適切であると判断しました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします

以上で、報告を終わります。

整理番号5番について5番委員お願いいたします。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号5番を5番が報告いたします。

去る10月15日に5番、14番、16番で調査いたしました。

受け人の奥さん立会いの元、現地で調査をした結果を報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈南浦に居住、建設業、譲渡人は伊佐市菱刈南浦に居住です。

申請地は伊佐市菱刈南浦字崎山、地目は畑、面積850㎡、転用目的は駐車場、資材置場という転用申請がございました。位置は市道本城・永池線のスカラー交差点から永池方面の市道沿いで現況は、平成11年に既に駐車場、資材置場を建設されております。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当します。

自己資金でされたということでありました。

農地以外の土地の利用については、宅地を申請地と同時に利用するもので適当と思われれます。

全体の計画面積は850㎡であるため妥当であると思われれます。

この申請は事前着工のため添付書類に顛末書が添付されてお

議 長
5 番

ます。周囲は宅地化されております。

添付書類といたしまして、位置図、地籍図、全部事項証明書、被害防除計画書、汚廃水処理確約書、事業計画書、被害防除に関する誓約書、顛末書等が添付されております。

調査員3名の意見といたしまして、許可相当と思われま
す。ご審議方よろしくお願いいいたします。

以上で終わります。

只今担当委員の報告が終わりました。
同伴者の補足説明はありませんか。

(なしの声あり)

無いようでしたら質疑討論に入ります。質疑討論はありま
せんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑討論を終わります。
お諮りいたします。

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見
決定並びに許可及び諮問決定について、5件共に許可相当という
意見であります。これに承認することに賛成の方挙手を求めま
す。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案5号「農地法第5条の規定に
よる許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、
全件許可とすることで決定いたしましたので、26日に開催される
県農業会議に諮問をいたします。

議案第6号「非農地証明願」申請について、を議題といたしま
す。

当委員会に対し非農地証明願申請が11件出されております

ので、当委員会の審議を求めます。

事前に現地調査を行なっておりますので、担当委員の報告を求めます。

整理番号1番について、20番委員お願いいたします。

議案第6号「非農地証明願」申請のうち、整理番号1番について報告いたします。去る10月15日に3番委員、17番委員、20番、申請人、立会いものと現地調査を行いましたので、20番が報告いたします。

議 長
2 0 番

申請人は伊佐市菱刈川北に居住であります。

申請地の所在地は、伊佐市菱刈川北字湯之元、地目畑、現況は山林、面積は436㎡です。

位置は湯之尾地区の国道268号線バイパス沿コインランドリーから湯の尾方面へ500m・東側の山手に入り込んだ箇所です。

昭和59年9月に相続を受けたが、その時点から竹木が生えており、作業道が無いので出入ができないため、相続後も放置していたので竹雑木等が繁ってしまい現在に至っているとのことであり、農地性を喪失しています。

周囲の状況は東側が山林、西・南側が畑、北側は荒地であります。

以上のような状況で、調査員3人で協議した結果、農地への復旧は困難であると判断いたしました。

皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

(5番委員挙手)

はい、5番委員

議案の途中ですが、非農地証明願については、各農業委員が遊休農地対策で調査・報告をし、その上で指導して非農地証明願が出されていると思うのですが、同じ農地に対して再度調査を行い報告するわけです。この再調査・報告について、無駄とは申しませんが、調査済みの非農地証明願については、再調査は必要ないかと思うのですがいかがでしょうか。

議 長

5 番 只今の意見について、事務局でも検討いたしております。今回までは、それぞれ報告をしていただいて、後ほど討議していただき方向を決めていきたいと思っております。

。それでは、整理番号2号について、15番委員お願いします。

議 長 議案第6号「非農地証明願」申請のうち、整理番号2番について報告いたします。去る10月15日に2番委員、12番委員、15番、申請人、立会いものと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請人は伊佐市菱刈前目に居住されております。

1 5 番 土地の所在地は伊佐市菱刈徳辺字長迫、台帳畑、1,602㎡です。周囲の状況は、四方共に山林となっております。

非農地になった時期は、平成2年9月1日頃で、非農地になった原因は、耕作不能により放置したことによるものであります。

当該農地の現況は、全体的に山林化しております。

調査の結果、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると、3人の調査委員共に判断いたしました。

以上で報告を終わります。

次に、整理番号3番について、17番委員お願いいたします。

議案第6号「非農地証明願」整理番号3番について、現地調査をいたしましたので17番が報告いたします。調査日が10月15日に実施いたしました。調査員は、3番委員、20番委員、17番、事務局、4人で共同調査をいたしました。

議 長 申請人は伊佐市菱刈川北に居住であります。

1 7 番 申請地の所在地は、伊佐市菱刈川北字掃除尻、面積が778㎡、畑で現況は山林化しております。

周囲の状況は東・西・北側山林、南側は休耕地に成っております。

申請によりますと、非農地になった時期は平成1年ごろである。非農地になった原因は、ヒノキを植林したことによるものであります。非農地証明が妥当なのか、ここが農地だったとは信じら

れない様な 4・50 年経った様なヒノキ山で、畑だったのだろうか
というような状態で農地性は喪失しております。農地への復旧は
出来ないのではないかと判断いたしました。

皆様方の意見を聞かせてください。以上です。

次に、整理番号 4 番について、5 番委員お願いいたします。

議案第 6 号「非農地証明願」整理番号 4 番について、今回の遊
休農地調査で私が調査をいたした所です。今回の調査委員は、2
番委員、3 番委員、20 番委員が成っていらっしゃる訳ですが、私
が調査した結果を報告という形で述べさせていただきます。

議 長

申請人は伊佐市菱刈重留に居住です。

5 番

申請地は伊佐市菱刈重留字平瀬、畑、75 m²です。

位置は、国道 268 号線の重留橋の南側国道沿いです。当初遊休
農地調査に行った時は、一面竹藪で境界も分からない状態では
したが、現況は申請箇所を切り払ってあり、かすかに畑の跡地である
ことが判る様な状況です。

昭和 51 年頃国道の道路改良をされた時、畑を買収され残った畑
は、耕作でき無い状況にあり、放置し荒地に成ってしまった。

農地性は喪失しており、復旧は出来ないと判断いたしました。

以上でございます。

次に、整理番号 5 番について、18 番委員お願いいたします。

議案第 6 号「非農地証明願」整理番号 5 番について、18 番が報
告いたします。

去る 10 月 15 日に 7 番委員、9 番委員、18 番と申請地、隣接地
の地主立会いの元、実施いたしました。

議 長

申請人は伊佐市大口曾木、に居住です。

1 8 番

申請地は伊佐市大口曾木字荒瀬、畑、572 m²です。

位置は、国道 267 号線の曾木、荒瀬神社境内の西側です。

周囲の状況は、東側が荒瀬神社、西・北側が普通畑、南側が竹
林となっています。

議 長
5 番

非農地となった時期は昭和 59 年 9 月 3 日となっています。
非農地になった原因は、管理不足ということですが。半分はクヌギと杉が植えてあり、半分は荒地となっています。

現地調査の結果農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断いたしました。

委員の皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

以上で報告を終わります。

次に、整理番号 6 番について、5 番委員お願いいたします。

5 番委員が、議案第 6 号「非農地証明願」整理番号 6 番について、18 番が報告いたします。

現地調査に申請人は同席されませんでした。

遊休農地調査で 17 番委員が現地調査され、非農地証明願申請の指導をされた場所です。

申請人は伊佐市菱刈南浦に居住されております。

本非農地証明願申請は、道路が崩れ通行不能で、猿等の被害でこの田は、約 20 年前から農地性を喪失しており山林化しているもので、非農地としての申請であります。

申請地の所在地は伊佐市菱刈南浦字口之野、2 筆、地目は田、地籍が合計 4,057 m²であります。

添付書類として、全部事項証明、字図が提出されております。

調査の結果、この非農地申請については、やむを得ないと判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくおねがいたします。

以上で報告を終わります。

次に、整理番号 7 号について、14 番委員お願いします。

議案第 6 号「非農地証明願」整理番号 7 番について、14 番が報

告させていただきます。

議 長

去る 10 月 15 日に 5 番委員、16 番委員、14 番で共同調査を実施いたしました。

1 4 番

整理番号 6 番・7 番は隣接地であり、申請人は同一人でありませす。7 番の名義人死亡の為、名義人の夫が申請されました。

申請地の所在は伊佐市菱刈南浦字口之野、地目は田、面積が 1,850 m²であります。

調査内容であります、北東と南西が荒れた遊休農地の田となっておりまして耕作されておりません、北西と南東が山林になっております。非農地となった日は、平成 2 年 5 月で、原因は道路が崩れ通行不能と成り、道路改修も自力では出来なかったということで、耕作も出来ずこれまで放置して来られたものであります。

現地調査の結果、非農地として 20 年を経過しており、農地性は喪失しております。

農地への復旧は困難であると判断いたしました。また、土地改良事業等の対象となった土地でもないこと等から、当申請については、3 人の調査員の意見において、適切であるとしましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたします。

終わります。

続きまして、整理番号 8 号について、16 番委員お願いします。

議案第 6 号「非農地証明願」整理番号 8 番について、16 番が報告いたします。

議 長

去る 10 月 15 日に申請人より、酸素を吸入しながら生活している状況で現地を案内することが出来ないとのことで、図面上で説明を受け 5 番委員、14 番委員、私 16 番、3 名で現地調査をいたしましたので 16 番が報告いたします。

1 6 番

申請人は伊佐市菱刈南浦にお住まい、楠原下自治会で年齢は 82 歳であります。

申請地は伊佐市菱刈南浦字口之野、面積が 351 m²であります。

申請地の位置は、農面道路本城・永池線の楠原から柳野間の約 100m位の西側で四方山林に囲まれ、20 年数年間耕作はしてなく自然と山林化した状況で、畑への復元は無理と判断いたしました。

また、近くには後継者も無く、高齢のため今後どうしたら良いかと心配されておられました。

遊休農地の指導を受け早速転用申請をしようと、非農地証明申請をしたとのことで、提出書類として関係書類が添付されております。

3 委員共、農地への復元は困難であるため、非農地として認めましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして私の報告をおわります。

つぎに、整理番号 9 号について、1 番委員お願いします。

議案第 6 号「非農地証明願」整理番号 9 番について、1 番が調査の結果を報告いたします。

去る 10 月 15 日、8 番委員と 11 番委員、私 1 番で共同調査をいたしました。

申請人は伊佐市大口山野に居住され、自治会は平原であります。

申請地の所在地は伊佐市大口山野字松ヶ平、3 筆で、地目は畑、地籍は併せて 2,651 m²であります。

場所は平出水小学校裏の山の中にあります。周囲の状況は東西南北全て山林となっております。

非農地となった時期は平成元年 4 月 1 日頃であります。

非農地となった原因は、養蚕で桑園だったが廃止後放置し、隣接の畑も耕作をやめて放置したことによるものであります。

当該農地の現況は全部山林となっており、現地調査の結果、農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断いたしました。

委員の皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

議 長
3 番

以上で報告をおわります。

続きまして、整理番号 10 番・11 番について、3 番委員お願いいたします。

議案第 6 号「非農地証明願」整理番号 10 番と 11 番につきまして調査委員が同じでありますので併せて 3 番が報告いたします。

まず、整理番号 10 番について報告いたします。

申請人は伊佐市前目に居住をされています。

申請地は伊佐市菱刈前目字長迫、畑、1,631 m²です。場所は、前目から徳辺上に通ずる市道沿いです。周囲の状況は全て山林であります。

非農地となった時期は平成元年頃で原因は、申請人のお父さんが高齢化により、また周囲が山林化してきた為耕作できなくなったものです。

当該農地の現況は、クヌギ、ヒノキの山林となっておりまして農地性は喪失しており、農地への復旧は困難であると判断いたしました。

なお、調査員は 17 番委員、20 番委員、3 番でございます。

続きまして、整理番号 11 番につきまして報告をいたします。

申請人は、大阪市に在住であります。

申請地は伊佐市菱刈川北字永田、2 筆、地目田、面積は併せて 3,237 m²です。

所在地は国道 268 号線のバイパスと旧道との信号から平沢津に通ずる市道脇にございまして、人家もほとんど無いような所でございますが、周囲の状況も東側が山林少し離れて人家が有ります。西側が空家、南側が市道、北側が山林となっておりまして、2 筆共同じ様な状況です。

非農地となった時期は、平成 7 年頃であります。

非農地となった原因は、年 1 回は大阪から帰って来て管理をされておりましたが、中々遠くからは管理が出来ないとのことでした。また周辺の農地が山林化したことによるものである。

当該農地の現況は、クヌギ、柳等自然に雑木林となってしまったような状態で、農地性は喪失しております。

農地への復旧は困難であると思います。

調査員の意見決定といたしましては、非農地証明願申請はやむを得ないのではないかと思います。

以上報告をおわります。

只今担当委員の報告が終わりました。

只今の報告について、質疑討論はありませんか。

(なしの声あり)

質疑が無いようですので、これで質疑討論を終わります。
お諮りいたします。

議 長

議案第6号「非農地証明願」について、何れも非農地という判断でございます。

農地法第2条第1項の農地に該当せず、非農地とすることに賛成の方挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成であります。よって議案第6号「非農地証明願」について、農地法第2条第1項の農地とすることに同意する意見を付して送付することにいたします。

以上を持ちまして議案の採決を終了いたします。

その他、月例報告からお願いします。

月例報告書により報告

先程5番委員の意見について、非農地証明の採決は総会報告を受け、決定していかなければ成りませんが、現地調査については、遊休農地調査で現地を確認して、転用申請・非農地証明願等の指導した上での申請になろうかと思います。遊休農地対策での指導調査委員を中心に報告をしていただければ、同じ箇所を重ねて調

事務局 査しなくても良いのではないかと思います。

議長 調査委員は事務局に報告しているわけですから、事務局の担当者が委員会に報告すれば、委員が報告しなくても、遊休農地対策による申請ですと、事務局の説明報告でも良いのではないのでしょうか。

7番 調査委員の方によって、個人差が有りまちまちです。報告の中でも、杉・ヒノキ・クヌギ等・人口林、4条申請に該当する・自然林・雑木・竹林と、記入されている方もいらっしゃいます。写真も添付されているのですが、現地を知らないので判断しにくいところも有ります。

事務局 申請がされた時点で、調査された委員に、事務局が聞き取りをするなり、報告の中で助言をしていただくようお願いしたいと思っています。

議長 事務局が報告をすれば良いのではということについて、いかがですか。

議長 耕作放棄地集計表に現況が明記されている分については、事務局でも判断が出来るのですが、明記されていない分については、調査された委員でなければ、事務局も現地を知らないわけですので、最終判断はできないので、調査委員に報告していただいた方が良いと思います。

事務局 耕作放棄地調査の時点で地主さんに、現地を確認し転用等の指導後の申請については、現地調査を簡素化しても、それ以外については、従来通の調査報告が必要です。その上、総会で審議されなければならないと思います。

議長 申請が出た段階で、事前に調査した委員がいるわけですので、その委員中心で3人の委員で、地主立会いなしでも現地調査して最終判断の必要も在るのではと思います。

5番 提案申し上げます。
事務局でチェックし問題のない申請については、事務局で報告し、判断しにくい問題の在る申請については、再度皆様方に調査し報告をしていただくのであれば、事務局としても対応出来ると思います。

事務局

事務局から提案に異議はありませんか。

(異議なし)

議長

耕作放棄地調査の段階で指導を受けて申請された件については、事務局で報告し、判断しにくい問題の在る申請については、再度皆様方に調査し報告をしていただき総会の議決を受ける。ということに、次の総会からお願いいたします。

これで平成 22 年度 第 7 回農業委員会総会を終わります。

終了時間 午前 11 時 8 分